資料１１

総合水泳場　プール監視実施基準

相模原市立総合水泳場におけるプール監視業務の基準は次のとおりとする。

１　人員配置基準

（１）管理責任者

ア　管理責任者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

（ア）（公財）日本スポーツ協会公認水泳指導員
（イ）（公財）日本スポーツ協会公認水泳上級指導員
（ウ）（公財）日本スポーツ協会公認水泳コーチ
（エ）（公財）日本スポーツ協会公認水泳上級コーチ
（オ）（公財）日本スポーツ協会公認水泳教師
（カ）（公財）日本スポーツ協会公認水泳上級教師
（キ）（公財）日本体育施設協会水泳指導管理士
（ク）（公社）日本プールアメニティ協会プール衛生管理者

イ　管理責任者は、水泳プールの管理運営業務を総括する責任者として、安全かつ衛生的な管理運営にあたること。

（２）監視業務従事者

ア　監視業務従事者は、心肺蘇生法ができ、次に掲げる有資格者と同等の能力を有し、500m以上の泳力者で健康的な者とする。

イ　監視業務従事者は、次に掲げる有資格者と同等の能力を有する者とすること。なお、資格を有していない者は資格取得に努めること。

（ア）（公財）日本水泳連盟の基礎水泳指導員
（イ）文部科学大臣認定の水泳教師、水泳コーチ、水泳指導員
（ウ）日本赤十字社の水上安全法救助員（指導員）
（エ）日本ライフセービング協会のウォーター・ライフセーバー
（オ）特定非営利活動法人日本災害救護推進協議会Ａ級ライフガード

（３）業務従事者

プール監視業務、看護業務、清掃業務、その他管理業務等従事者を１２ポイント以上の配置を目安とする（※ポイントとは、常時必要な従事者の人数をいう）。

メインプール（総括責任者１ポイント含む。）	５ポイント以上
ダイビングプール	３ポイント以上
サブプール	４ポイント以上

監視員については、遊泳者数、遊泳規則、水深、監視員のスキル等を踏まえ、プール全体がくまなく監視できるよう、適切に配置すること。

（４）コントロール等の業務

メインアリーナ コントロール	１名以上	５０ｍプールと飛込プールの間に設置し、全体の監視状況の掌握及び指示系統の統括及び利用者支援業務を行う。
サブアリーナ コントロール	１名以上	サブアリーナの統括的監視や利用者支援業務を行う。
パトロール	１名以上	随時巡回行動を行い、全ウェットエリアの監視業務を行う。

（５）監視業務従事者等の教育・訓練について

監視員等の教育・訓練については、次のア～オの内容を必ず含むようにし、オについては必要に応じて随時実施すること。

ア　プールの構造及び維持管理

イ　プール施設内での事故防止対策

ウ　事故発生等緊急時の措置と救護

エ　緊急事態の発生を想定した実地訓練

オ　日常業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究